

件名	愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	総合保養地域整備法第9条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成16年3月31日公布、同年4月1日、平成17年1月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>「農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令」の一部が改正されたことに伴い、課税免除の適用期限を延長するとともに規定を整備する。</p> <p>1 課税免除の適用期限の延長 平成16年3月31日 平成18年3月31日</p> <p>2 課税免除の対象設備の規定の整備 引用している租税特別措置法の改正に伴い、規定を整備</p>	
施行日	公布日（適用日 平成16年4月1日）。ただし、2は、平成17年1月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の概要</p> <p>1 農村地域工業等導入地区 8市町村11地区</p> <p style="margin-left: 40px;">〔北条市北条、西予市（宇和町野田、宇和町向平、野村町野村、城川町城川）、岩城村瀬越、中山町豊岡、五十崎町黒内坊、三間町三間、松野町松野、一本松町円座〕</p> <p>2 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・新・増設設備の取得価額 3,000万円超 ・増加雇用者 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業にあつては、増加雇用者が15人を超えること。 <p>減収補てん措置 課税免除による減収額のうち75%については、地方交付税で補てんされる。</p>	